

主催



比治山



五色百人一首の会

活動の様子



五色百人一首比治山杯 ご案内



対象

園児(年長)、小学1~6年生、中学生



参加費用

無料

日程

3月15日(日)14:00~18:00

☆受付は13:30~

場所

アステールプラザ 4階・大会議室AB

〒732-0812

広島県広島市中区加古町4番17号

交通案内



募集定員

計100名(各色先着約20名/1人につき2色まで申込み可)

※各色とも、申込み人数が8名に満たない場合は、その色札の大会は実施しません。

内容

各色ごとに予選リーグを行い、対戦相手を変えながら4試合実施します。試合結果は、配付する記録カードに記入します。予選リーグの結果をもとに、上位4~10名(※申込み人数により前後します。)が決勝トーナメントに進出します。それ以外の参加者は、敗者トーナメントに進みます。各色とも、決勝トーナメント・敗者トーナメントそれぞれ上位3名を表彰します。

↓ 申し込み方法 ↓

申し込み

締め切り2/26(木)まで

青札(20名)

赤札(20名)

黄札(20名)

緑札(20名)

橙札(20名)



お問い合わせ

goshoku.hiroshima.shimizu@gmail.com(代表・清水まで)

大会ルールについて

【予選リーグ】

- (1)1人2色まで選択して参加することができる。(1色でもよい。)
- (2)8~20人リーグを基本とし、そのうち4人と対戦する。(できるだけ同校・同チーム対決をさける。)
- (3)各色で4試合を行い、上位4~10名が決勝トーナメントに進出する。
- (4)欠員者との対戦は不戦勝とする。

【決勝・敗者トーナメント】

- (1)予選を勝ち抜いた人で、決勝トーナメント、それ以外の人で敗者トーナメントを行う。
- (2)決勝・敗者トーナメントは、予選後のくじで対戦相手を決める。同校対決もありうる。
- (3)同数の場合は、さらに1枚詠み、勝敗を決める。
- (4)予選リーグで2色選択をして参加した人は、トーナメントも2色で出場することができる。

【試合進行上のルール】

- (1)20枚の札は、じゃんけんで勝った選手がシャッフルし、10枚ずつ配る。(札の中身は見ない。)
- (2)両者は自分の10枚を、横5列・縦2段に置く。自分の札は自分の方に向け、お互いに札の頭をつけるようにする。(横はあけてよい。)
- (3)早く並べ終えた組は、試合開始までの間、自分の札、相手の札を裏返して見ることができる。ただし、場所の移動はできない。
- (4)序歌で空札を詠む。例、「ご用意よければ 空札一枚 東海の 小島の磯の 白砂に 我泣き濡れて 蟹と戯る」
- (5)詠み手は、上の句と下の句を1回ずつ詠む。
- (6)取った札は自分の右側に裏返して置く。
- (7)札を取る方の掌(てのひら)は、膝か腿につけておく。
- (8)両者の手が同時に札に触れた(ついた)とき、じゃんけんで素早く決める。
- (9)手が上下に重なったときは、下に手がある方の勝ち。
- (10)次の札を詠み始めたら、それ以前の札は取ることができない。
- (11)試合中に取り札の裏を見てはいけない。
- (12)試合中、札の場所の移動は行わない。
- (13)詠み手は、17枚を詠んだ時点で詠みを終える。その時点で多くの札を取っていた方が勝ちとなる。

【お手つきについて】

- (1)間違えた札に触れたら「お手つき」となる。お手つきした場合には、自分の取った札から1枚、場に出さなければならない。(2人の間を”場”とよぶ。)
 - ・お手つきの札はそこに重ねて置いておく。場の札は、次の札を取った人が1枚だけもらえる。
 - ・場に2枚以上ある場合ももらえるのは1枚だけである。
 - ・残りの札は、その次の札を取った人が、1枚だけもらえる。
 - ・試合終了後に、場に札が残っている場合もありうる。
 - ・まだ1枚も取っていない段階でのお手つきは、1回休みとなる。
 - ・最後の1枚をお手つきした場合、1枚場に出して試合を終える。
- (2)手をかざしながら札を探してはいけない。審判が注意をしても繰り返すときは、相手のじゃまになったとして、お手つきとしてあつかうこともある。
- (3)札に触れられるのは、その句につき1回のみである。お手つきをした場合、その句を取ることはできない。

【その他】

- (1)試合中、困ったことがある場合、競技者は手をあげて審判を呼んでもよい。ただし、詠みがすでに始まっている場合は、試合はとまらない。
- (2)審判は、本ルールに明確に規定されていない事項に関しては、自己の裁量に基づいて裁定をください。
- (3)審判の裁定は最終のものであるから、選手・引率者・保護者は、その裁定に対して、異議を唱えることはできない。